



今後の廃棄物処理制度の検討に関する 概要資料

※災害廃棄物関係のみ抜粋

令和 7 年 10 月 8 日
環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物への対応

災害廃棄物対策におけるこれまでの対応

- 平成27年廃棄物処理法改正等により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備が行われた。
- その後、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、令和6年能登半島地震をはじめ、毎年発生する災害廃棄物へ取組・対処を実施してきた。
- 今般、災害廃棄物対策推進検討会において、上記事項について点検等を実施し、「今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」についてとりまとめた。

廃掃法及び災対法の一部改正(平成27年改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための 関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)
平時の備えを強化すべく、
➢ 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
➢ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
➢ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)
災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
➢ 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
➢ 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)
大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)
特定の大規模災害※の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によって、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの(東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等)

今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性(令和7年3月、災害廃棄物対策推進検討会)

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 3-1 | 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実 |
| 3-2 | 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立 |
| 3-3 | 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立 |
| 3-4 | 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立 |
| 3-5 | 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立 |
| 3-6 | 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実 |
| 3-7 | 制度的対応 |

これまでの議論等も踏まえ、制度的措置を以下の3点に整理

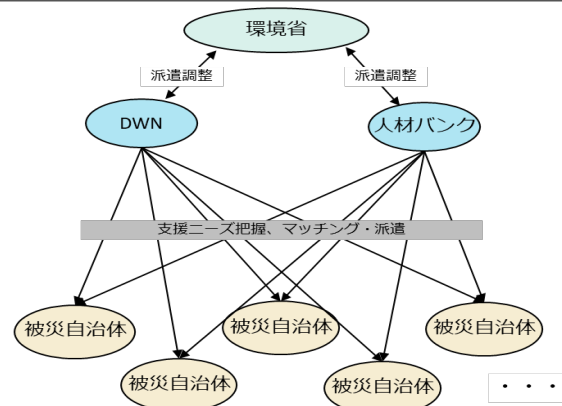
- ① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立
- ② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備
- ③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例措置の創設

制度的措置①

公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立

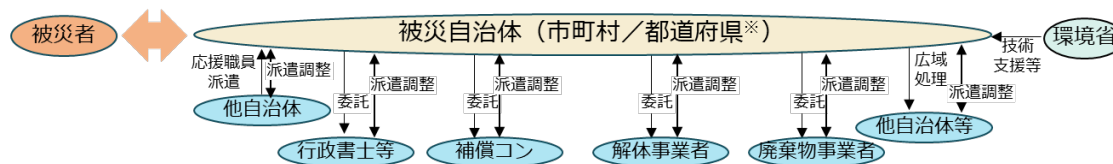
現状と課題等(公費解体・災害廃棄物処理における支援・受援体制)

- 令和6年能登半島地震(令和6年9月奥能登豪雨含む)では、石川県内6市町(珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市)を中心に災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の支援員等派遣(延べ1,597人・日)や災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家・収集運搬派遣(延べ1,340人・日、収集運搬車両 延べ1,674台)、中部ブロック行動計画等に基づく全国自治体からの短期派遣(延べ4,891人・日)による支援が行われた。また、31自治体及び25業者(令和7年3月末時点)の処理施設で災害廃棄物の広域処理を実施している。
- 例えば、石川県内のある被災自治体では、発災後、最大で20名超/日の支援者の受入を実施。同被災自治体の平常時における体制は6名、災害時の応援人員は計画されていなかった。これら多くの支援者への業務依頼・調整に加え、災害廃棄物処理(生活ごみ・し尿・片付けごみ対応、広域処理等)(奥能登市町で各数十万～百万トン超の廃棄物)や公費解体(申請受付・工事前調整・解体工事等)(奥能登地域で各数千～1万棟超の解体)の各種工程に係わる関係団体等との各種調整や大量に発生する事務手続・契約手続等を被災自治体のみで行うことは極めて困難である。
- 市町村の平時の体制は5割弱が5人以下、災害時の応援人員は6割以上が回答なし(災害時の応援体制が想定されていない)の状況であり、今回の能登半島地震同様、被災自治体のみで支援に対する各種調整・事務を行うことは困難であることが想定される。

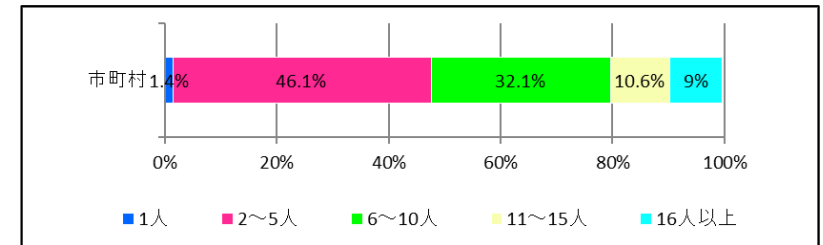


D.Waste-Net・人材バンクの支援体制(現状)

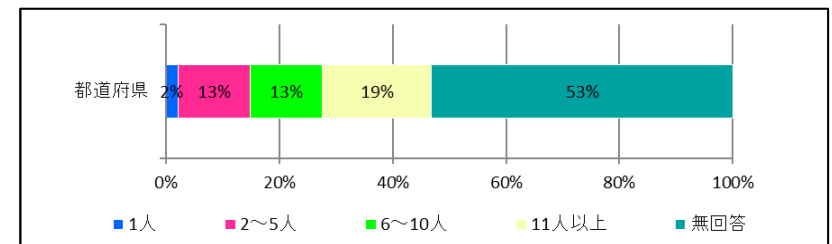
申請受付 → 工事前調整 → 解体工事 → 廃棄物処理



公費解体実施体制の全体像(現状)



市町村における平時の災害廃棄物対策に関する体制(令和5年度末時点)



市町村における災害時の災害廃棄物対応に関する応援人員体制(令和5年度末時点)

環境省、都道府県、市町村、専門支援機能（機関）の主な役割（案）



(第1回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋・一部加筆)

- 専門支援機能（機関）の主な役割は、環境省による都道府県・市町村への支援や、都道府県による市町村への支援の役割を補完することにより、市町村・都道府県における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の支援を図ること。
⇒専門支援機能（機関）は、個別の市町村・都道府県での対応が難しい規模の災害において、国の統括のもと、都道府県や一部市町村における災害廃棄物対策を支援。

		これまでの体制	専門支援機能(機関)確立後の体制	今後の主な実施内容(例)
環境省	本省	【平時】全国共通の対応基盤(災害廃棄物対策に必要な各種支援ツール等)の整備 【平時】地域ブロック横断・全国的対応が必要な平時の備え 【発災時】全国的対応が必要な災害での自治体支援(総括・監督や技術的助言、現地調査等)	【平時】全国共通の対応基盤(災害廃棄物対策に必要な各種支援ツール等)の整備 専門支援機能(機関)が支援 【発災時】全国的対応が必要な災害での自治体支援(総括・監督 専門支援機能(機関)が支援 等)	【平時】全国共通の指針・マニュアル等の整備・改定(本省) 【平時】地域ブロック行動指針等の整備(事務所) 【平時】全国・地域ブロックの関係団体等との協定締結 【平時】災害廃棄物処理計画・協定等や研修・訓練等のモデル事業等の実施 等 【発災時】災害廃棄物対策に関する現地支援の司令塔、被災市町村・都道府県的意思決定支援、県境・地域ブロックを超えた広域調整支援 等 【発災時】災害廃棄物処理・廃棄物処理施設復旧等への財政支援
	地方環境事務所	【平時】地域ブロック単位での対応基盤の整備 【発災時】都道府県横断の対応が必要な災害での自治体支援(技術的助言、現地調査、各種調整等)	【平時】地域ブロック単位での対応基盤の整備 【発災時】都道府県横断の対応が必要な災害での自治体支援(技術的助言 専門支援機能(機関)が支援 等)	
都道府県		【平時】都道府県区域内での対応基盤の整備 【発災時】都道府県区域内における被災市町村の災害廃棄物処理への各種支援 【発災時】災害規模等に応じて一部都道府県が市町村から事務委託を受け災害廃棄物処理の一部の実施	【平時】都道府県区域内での対応基盤の整備 【発災時】都道府県区域内における被災市町村の災害廃棄物処理への各種支援 【発災時】災害規模等に応じて 専門支援機能(機関)が 都道府県を支援 市町村から事務委託を受け災害廃棄物処理の一部の実施	【平時】災害廃棄物処理計画の策定・改定、都道府県での自治体・関係団体等との協定締結、これら取組に基づく研修・訓練の実施等 【発災時】都道府県区域内の被害情報収集体制の確保、区域内の周辺市町村及び近隣県との広域調整、都道府県区域内の災害廃棄物処理の進捗管理、市町村からの一部事務委託による災害廃棄物処理の実施等
市町村		【平時】市町村区域内での対応基盤の整備 【発災時】市町村区域内の災害廃棄物処理(各種調整・発注事務含む)の実施	【平時】市町村区域内での対応基盤の整備 【発災時】市町村区域内の災害廃棄物処理(専門支援機能(機関)が支援 の実施	【平時】災害廃棄物処理計画の策定・改定、自治体・民間事業者団体等間の協定締結、これら取組に基づく研修・訓練の実施等 【発災時】被害状況確認、災害廃棄物処理(各種調整・発注事務含む)の実施等
専門支援機能(機関)		これまでの課題 【平時】経験・知見の蓄積、発災時の対応に備えた自治体間、自治体と関係団体間との連携 【発災時】被災市町村での各種調整・発注等事務、都道府県での管下市町村支援・マネジメント事務の過度な集中 ↑ 自治体のマンパワー・ノウハウ大幅不足 環境省の自治体支援の過大負荷	【平時】全国共通の対応基盤の運用 【平時】都道府県、地域ブロック、地域ブロック横断・全国的対応が必要な平時の備えに関する自治体(都道府県・一部市町村)及び国の取組を支援 【発災時】個別の市町村・都道府県での対応が困難な規模の災害において、都道府県や一部市町村が行う災害廃棄物処理のための各種調整・発注等事務、国の統括支援事務等を支援	【平時】各種基礎データの集約・更新(既存廃棄物処理施設等の情報、適正処理困難物に係る事例や処理先などの各種調査 等) 【平時】全国共通の自治体向け災害廃棄物対策ツール等の運用 【平時】市町村―都道府県間、都道府県―地域ブロック間の連携向上に資する災害廃棄物処理計画(受援計画を含む)の改定や研修・訓練等に関する実務支援 【平時】協定締結・改定に関する市町村・都道府県への実務支援 等 【発災時】個別の市町村・都道府県での対応が困難な規模の災害で、市町村・都道府県(市町村から事務委託を受けた場合)が行う各種調整・発注事務等の支援や、国が行う統括的な現地支援の実務支援(初動期の現地被害調査、被災自治体への人的・技術支援派遣者のマッチング等)を実施

（参考）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能（機関）について

（第1回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋・一部加筆）



【被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立】

- 国は、特に大規模災害時において被災自治体（市町村、都道府県（市町村から事務委託を受ける場合））が行う災害廃棄物処理・公費解体の事業監理、人的・技術的支援、広域調整を行う横断的専門支援機能・体制の整備（平時の備えと発災時対応の両方を含む）を行う。

【想定される横断的専門支援機能の主な役割】

※令和7年5月23日開催 廃棄物処理制度小委員会（第5回）参考資料2からの変更箇所を赤字記載

＜平時＞

- 自治体（市町村、都道府県）の公費解体・災害廃棄物の各種対策（災害廃棄物処理計画・災害応援協定の策定・改定、研修・訓練、適正処理困難物の処理先確保等）に関する技術支援
- 人材バンク登録者への教育・訓練
- 災害廃棄物に関する技術的な研究・開発 等

＜発災時＞

- 初動期の関係機関（D.Waste-Net、関係機関、関係省庁等）と連携した現地調査チームの編成・派遣・調査、生活ごみ・し尿及び片付けごみの衛生管理、仮置場・適正処理困難物管理の技術支援 等
- 公費解体・災害廃棄物処理に係る被災自治体の各種発注関係事務（発注支援含む）、進捗管理、施工監理・各種調整業務に関する被災自治体の補助・代行
- 公費解体・災害廃棄物の各フェーズ・工程に応じた技術支援・人的支援のマッチング・調整 等

【横断的専門支援機能に必要な具備要件】

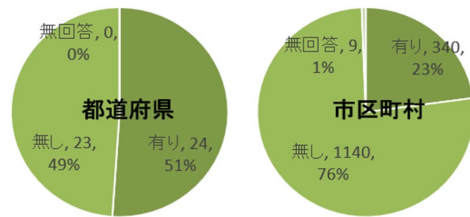
- 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見（例えば建築、土木、法務、財務、電気、DX等）が必要）
- 多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤
- 現地支部を発災早期に設置するなど、全国的な対応が可能であること（発災時の十分な人員確保の観点から、災害対応専門組織でない方が望ましい） 等

制度的措置②

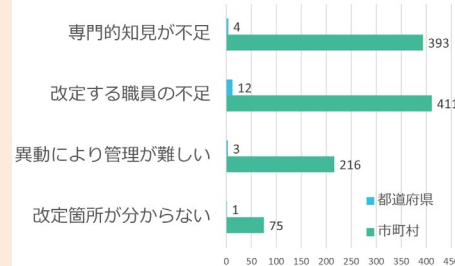
災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(1)

現状と課題等（災害廃棄物処理計画・災害支援協定）

- 災害廃棄物処理計画策定率は、令和5年度末時点で、都道府県100%、市区町村86%
※第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）において市町村の災害廃棄物処理計画策定率100%（2030年度）を設定
- 災害廃棄物処理計画の改定を行ったことのある自治体は、都道府県で約5割、市区町村で約2割にとどまる
- 策定・改定における課題として、マンパワーや知見の不足が高い要因となっている

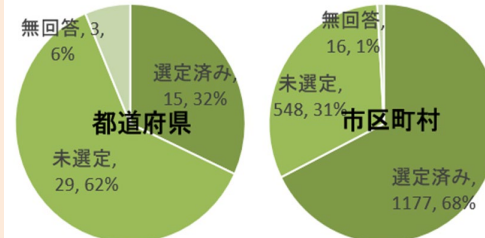


災害廃棄物処理計画を策定済みの場合、災害廃棄物処理計画の改定の有無（令和5年度末時点）

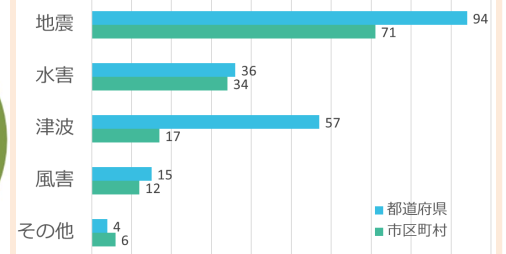


災害廃棄物処理計画の改定を行わない理由（令和5年度末時点）

- 災害廃棄物処理計画の中で、仮置場候補地を選定している自治体は、都道府県で約3割、市区町村で約7割
- 災害廃棄物処理計画における水害の想定率は、都道府県で約4割、市区町村で約3割にとどまる
- 災害廃棄物処理計画内で想定すべき事項の反映が不十分である

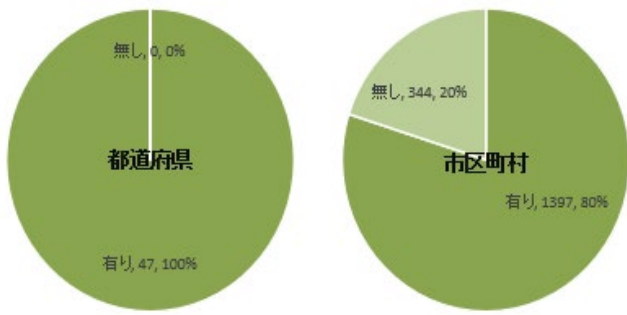


仮置場候補地選定率（令和5年度末時点）

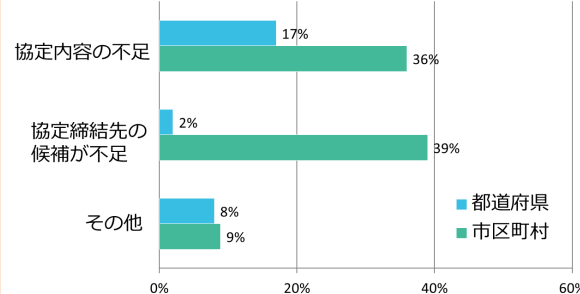


災害廃棄物処理計画における被害想定率（令和5年度末時点）

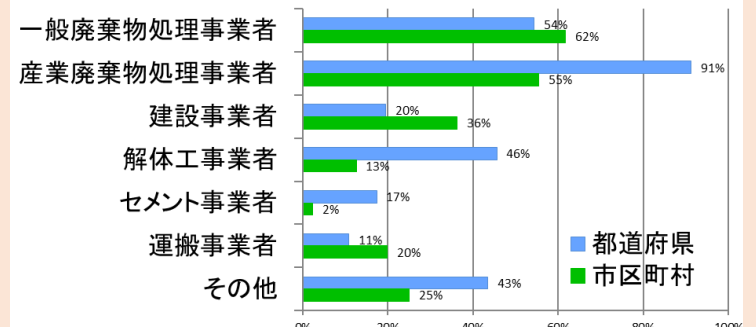
- 都道府県、周辺市町村、民間事業者等と災害時の支援協定締結率は、都道府県では全て締結済、市区町村で約8割
- 協定を締結していても、協定内容の不足、締結先の候補不足が課題
- 廃棄物処理事業者と協定締結済みの自治体が多い一方で、建設事業者や解体事業者等他の事業者との協定締結が進んでいない



災害支援協定締結率（令和5年度末時点）



協定締結における課題（令和5年度末時点）

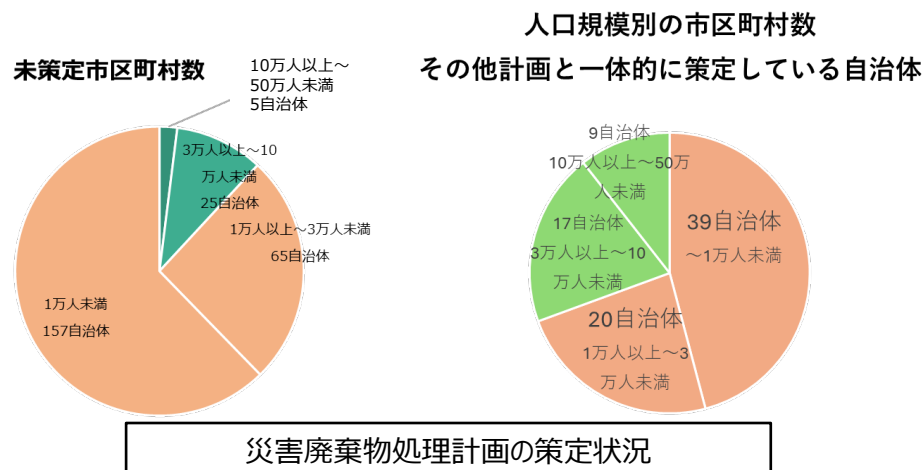


民間事業者との協定締結状況（令和5年度末時点）

(参考) 災害廃棄物処理計画の策定状況・災害支援協定の締結状況

災害廃棄物処理計画の策定状況

- 災害廃棄物処理計画を他の計画と一体的に策定している市町村は、85市町村（全体の5.5%）。うち7割が人口30,000人以下の小規模町村である。
- 災害廃棄物処理計画を複数の自治体で共同策定している事例は79団体（広域連合・衛生組合全体の14.5%）。



災害廃棄物処理計画と他の計画の一体策定の事例

- ・新潟県上越市（人口約18万人）では、上越市地域防災計画「自然災害対策編」及び一般廃棄物処理計画にて災害廃棄物処理計画を策定。
- ・大阪府門真市（人口約11万人）では、一般廃棄物処理計画にて災害廃棄物処理計画を策定。
- ・いずれも災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（環境省）で示されている計画への記載を推奨している11項目を網羅。

災害廃棄物処理計画を策定・点検する際のチェックリスト

（災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（環境省）より抜粋）

- ①庁内体制の確立 ②スケジュール検討 ③発生量推計 ④広報
⑤片付けごみ対応 ⑥仮置場の確保・設置 ⑦仮置場の管理・運営
⑧処理・処分 ⑨計画の点検・共有・改定 ⑩関係者との連携 ⑪人材育成

災害支援協定の締結状況

- 市町村、都道府県、国（環境省：地方環境事務所、本省）が重層的に関係者と連携し、それが連動するように取り組むことが重要である。

民間事業者との連携体制構築の考え方

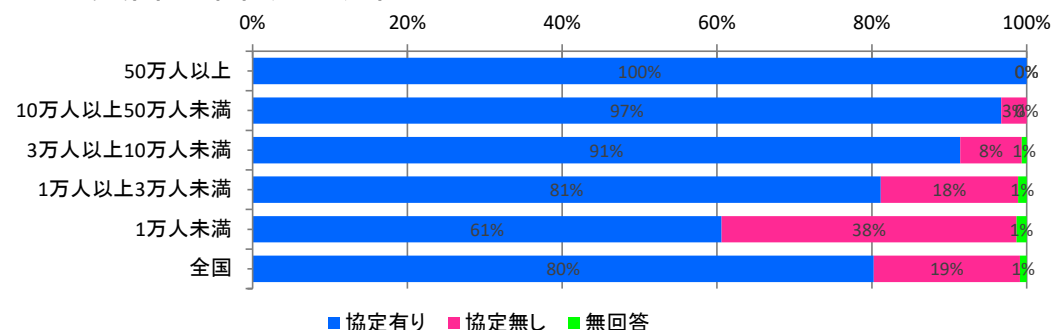
【市町村（処理主体）】一般廃棄物処理事業者・地元事業者等と自区域内での処理に必要な連携体制を構築。

【都道府県】産業廃棄物処理事業者等と都道府県内での処理に必要な連携体制を構築。

【地方環境事務所（地域ブロック協議会）】地方環境事務所が中心となって運営する地域ブロック協議会において策定する「大規模災害発生時に備えた災害廃棄物対策行動計画」に基づき、全国規模の団体の地方支部等と地域ブロック内の広域連携体制を構築。

【国】全国規模の団体を対象とした災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を整備。

- 人口規模別の災害支援協定の締結状況では、規模が小さい自治体（特に1万人未満）で協定なしが38%、203自治体と多い。
- 例えば、北海道では、道内の関連団体等と災害廃棄物に関する協定を結んでおり、いずれも道内市町村が被災したときに発動可能。
- また、令和6年能登半島地震において、石川県が締結する県協会（解体事業者・産業廃棄物処理業者）との協定を活用して、各市町の災害廃棄物処理が行われた。



人口規模別の協定の有無

制度的措置②

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(2)

現状と課題等（災害廃棄物処理に係る特例措置）

平成27年廃棄物処理法改正により、平時の備えの強化と災害時における特例措置を整備

- 平時の備えを強化すべく、災害廃棄物の処理に関わる基本理念の明確化、国、地方自治体及び事業者等関係者関係者間の連携・協力の責務の明確化、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施
- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものが設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化する特例（廃棄物処理法第9条の3の2、同法第9条の3の3）を追加
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいとする特例（同法第15条の2の5第2項）を追加
- 非常災害時に一定の基準を満たす場合において、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を再委託することができる特例（廃棄物処理施行令第4条第3号）を規定

- ・ 法第15条の2の5第2項に関し、「**法第15条の設置許可を必要とする産業廃棄物処理施設（施行令第7条に列举）に記載のない類型の施設のため、本特例を活用できなかった**」ことが課題に挙げられた
- ・ 施行令第4条第3号に関し、委託事業者の確保の困難さや**再々委託の禁止**を課題に挙げる自治体が多くあった

産業廃棄物の種類・品目	施設の種類
木くず	破碎施設
金属くず	切断施設、圧縮施設、破碎施設
がれき類や土砂等の混合物	選別施設
瓦類	安定型最終処分場
石膏ボード（紙＋陶磁器くず）	破碎施設
タイヤ（ゴム）	金属部分とプラスチック部分を分解/分離する施設
焼却灰	灰溶融施設
スプレー缶	中身と缶を分解/分離する施設

【委託事業者の確保】

- 委託事業者の情報不足、事業者側の制度（特例規定）に関する理解不足。

【再々委託の禁止】

- 最終処分に関し再々委託ができず、処理先の確保に、円滑さが損なわれる場面があった。
- 再々委託されないか確認が必要。再々委託が必要な場合に、直接委託で対応する必要。

【対象となる災害の判断基準】

- 「非常災害時」の判断基準が不明瞭で、非常災害とする判断に時間を要した。

法第15条の2の5第2項の特例規定を活用できなかった施設の一例
（市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より）

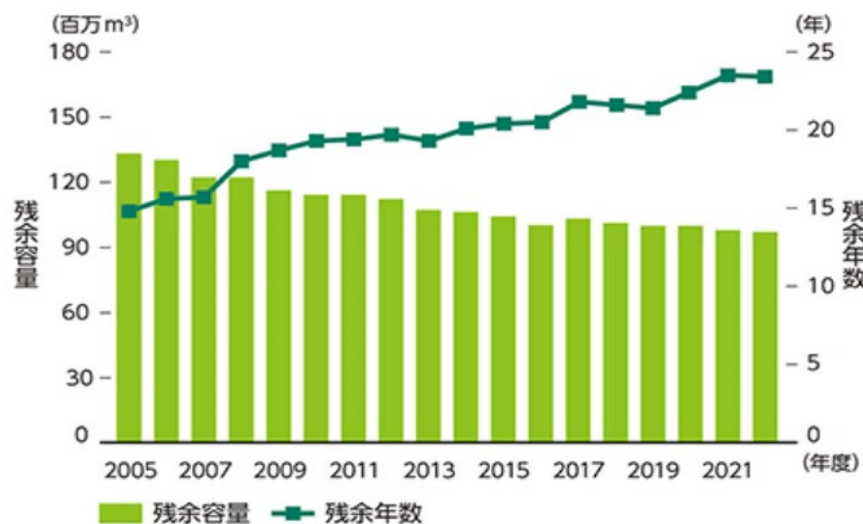
施行令第4条第3号に基づく再委託を活用した際に感じた課題の一例
（市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より）

制度的措置③

廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

現状と課題等（廃棄物最終処分場）

- 2022年度末時点で、全国市町村が所有する一般廃棄物最終処分場の残余容量は96,663千 m^3 、残余年数は約23.4年
- 2021年度末時点で、全国自治体及び民間事業者が所有する産業廃棄物最終処分場の残余容量は1.71億 m^3 、残余年数は約19.7年
- 大規模災害時には全体で数千万トンの災害廃棄物が発生するため、再生利用等を実施した上で、相当数の最終処分場の確保が求められる
- 一方で、廃棄物最終処分場は立地地域の合意形成を含めた施設整備に長期間を有するため、このような状況下において、民間の廃棄物最終処分場が災害廃棄物を受け入れた場合に施設の処理能力が大幅に減少し、通常の事業に支障を来すおそれがあり、民間最終処分場での災害廃棄物の受入れを促進する措置の必要性について事業者団体から懸念・要望が示されている。



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
（一般廃棄物）（令和4年度末時点）



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
（産業廃棄物）（令和3年度末時点）

民間所有の
廃棄物最終処分場

大規模災害時に備え、市町村による災害廃棄物の
受入容量を事前確保するといった対応の必要性